中頓別町子ども医療費助成に関する条例（昭和48年条例第10号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1.執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2.都道府県名	北海道
3.市区町村名	中頓別町
4.届出番号	1
5.独自利用事務の事例番号	9-1 ： 子どもの医療費助成に関する事務

1.準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中頓別町子ども医療費助成に関する条例（昭和48年条例第10号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第１の項	7	
③番号法別表第２の項	9	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2項 中頓別町子ども医療費助成に関する条例（昭和48年条例第10号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第1条	中頓別町子ども医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全ての(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、(子ども)の医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		中頓別町子ども医療費助成に関する条例中頓別町子ども医療費助成に関する条例施行規則

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	中頓別町子ども医療費助成条例第4条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	中頓別町子ども医療費助成条例第4条の規定による受給資格の認定申請に係る事実の審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	中頓別町子ども医療費助成条例施行規則第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ホ	中頓別町子ども医療費助成条例施行規則第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	中頓別町子ども医療費助成条例施行規則第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	中頓別町子ども医療費助成条例施行規則第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	中頓別町子ども医療費助成条例施行規則第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	中頓別町子ども医療費助成条例施行規則第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	保護者
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2015年12月16日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.